

第 13 号議案

愛南町介護保険条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、介護保険条例を改正する必要があるため。

愛南町介護保険条例の一部を改正する条例

愛南町介護保険条例(平成16年愛南町条例第143号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「36,600円」を「33,300円」に改め、同項第2号中「54,900円」を「50,100円」に改め、同項第3号中「54,900円」を「50,500円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 139,100円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 153,700円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 168,400円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 175,700円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,000円」を「20,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,000円」を「20,900円」に、「36,600円」を「35,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,000円」を「20,900円」に、「51,200円」を「50,100円」に改める。

第6条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

第10条第1項中「6箇月以内」を「6か月以内」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛南町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

愛南町介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 令和<u>3</u>年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,900円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,900円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項第1号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>3</u>年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>3</u>年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>22,000円</u>とあるのは<u>36,600円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>3</u>年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>22,000円</u>とあるのは<u>51,200円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>	<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 令和<u>6</u>年度から令和<u>8</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,500円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>139,100円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>153,700円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>168,400円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>175,700円</u></p> <p>2 前項第1号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>6</u>年度から令和<u>8</u>年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,900円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>6</u>年度から令和<u>8</u>年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>20,900円</u>とあるのは<u>35,500円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に規定する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和<u>6</u>年度から令和<u>8</u>年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>20,900円</u>とあるのは<u>50,100円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>

現 行	改 正 後
<p>第6条 第1項略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ <u>又は第8号ロ</u> _____ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から <u>第8号</u> までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>第7条～第9条 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6箇月以内</u>の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第6条 第1項略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から <u>第12号</u> までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>第7条～第9条 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月以内</u>の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>